

# 1 当社と郵便局との関係

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループに属しており、日本郵便株式会社(郵便局)に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの日本郵便株式会社(郵便局)に委託しています。

# 2 生命保険募集人と契約の成立

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(当社の支店や郵便局の社員)は、保険契約の締結の代理権はありません。

- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」を勤務先を経由して交付します。



# 3 加入の制限

加入限度額などの範囲内で申し込みください。




## (1) 加入できる方の制限

- 「財形積立貯蓄保険」、「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」では、ご契約者および被保険者が同一人(財形終身年金保険では、年金受取人も同一人)で、かつ、勤労者財産形成促進法(以下「財形法」といいます。)に規定する勤労者であることが必要です。

### 【財形法第2条第1号】

「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいいます。

- 保険料について事業主による賃金控除・払込代行が行われる必要があることや、事業主が親族の場合には、財形法上の勤労者と認められることが必要(例:事業主と同居し、生計を一にする親族は勤労者に該当しないなど)であることなどの要件を満たすことが必要です。
- これらの要件に適合しない場合には契約は無効となります。

 Web参照…2023年12月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。また、当社の取り扱う商品は、将来の制度改正などにより変更することがあります。当社の加入限度額に関する最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

## (2) 加入できる契約数の制限

- すでに財形法上における勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することはできません。また、すでに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することはできません。

## (3) 加入できる払込保険料および年金の限度額

- 当社の保険契約は、法令により、被保険者1人について、加入できる金額の限度(加入限度額)があります。「財形積立貯蓄保険」および「財形住宅貯蓄保険」では払込保険料総額、「財形終身年金保険」では年金額について制限があります。
  - ①払込保険料総額の加入限度額  
被保険者1人につき…550万円
  - ②年金の加入限度額  
被保険者1人につき…年額の合計90万円
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 基本契約の成立後に加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約を解除することがあります\*①。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」\*②に加入されているときには、当社の生命保険に加入できる「払込保険料の総額」または「年金額」は、上記の金額から、簡易生命保険契約の「払込保険料の総額」または「年金額」を差し引いた額となります。

財形商品については、上記の加入限度額の他に関係法令などに関する制限があります。

\*①約款参照…財形積立約款・財形住宅約款「第13条」、財形終身年金約款「第17条」

\*②解説……独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構\*③が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

\*③解説……日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<https://www.yuchokampo.go.jp/>)

## 4 契約の保障(責任)の開始



当社が契約の申し込みを承諾した場合、「第1回保険料(第1回保険料相当額)の払い込み」が完了した時から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。申し込みをただけでは保障は開始されません。

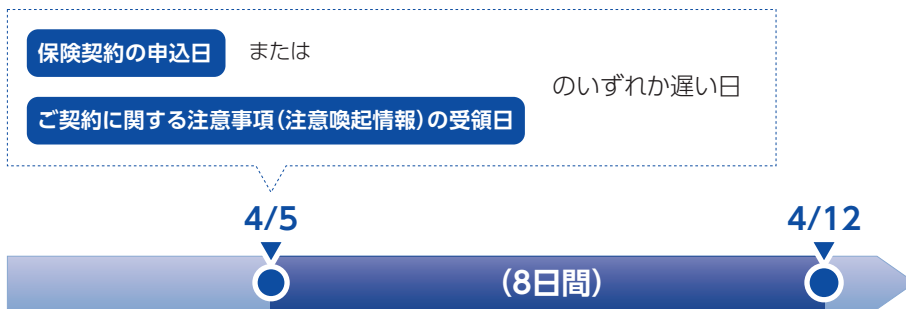
- 当社が契約の申し込みを承諾するかどうかは、加入限度額などに関する内容などを考慮して判断します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」※①を勤務先を経由して交付します。
- 保障(責任)開始の日は「保険証券」で確認することができます。

## 5 クーリング・オフ制度

契約に納得がいけない場合、所定の条件を満たすことで、契約の申し込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(かんぽ生命Webサイト)による通知により、契約の申し込みを撤回(契約成立後は解除。以下「撤回など」といいます。)できます。
- 申し込みの撤回などがあったときは、払い込んでいただいた金額を全額お返しします。
- クーリング・オフの申し出をした後に、保険証券が到着したときは、当社の支店にご連絡ください。

### ●クーリング・オフの例



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

📖 約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款・財形終身年金約款「第3章」

※①しおり11P参照…「申し込み手続きの際の注意点」

**【通知方法】**

● 契約の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

**① 来店による通知**

以下のものをお持ちの上、当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類  
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 申込内容を確認できるもの  
(保険契約申込書(お客さま控え)など)

**② 電磁的記録(かんぽ生命Webサイト)による通知**

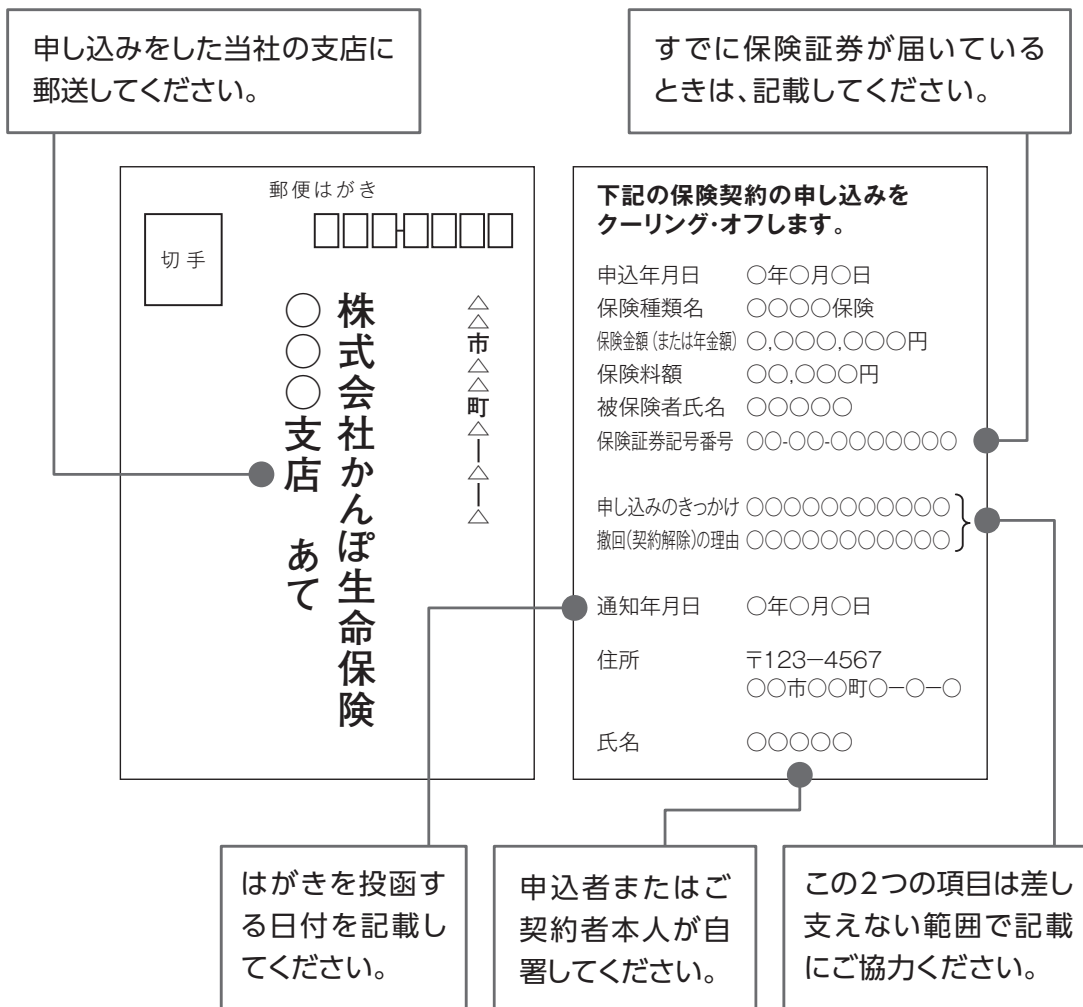
保険証券記号番号を確認できるもの(保険証券など)をご用意の上、  
当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)からお手続きください。

**③ 郵送による通知**

以下のはがきを、当社の支店に郵送してください。

郵送のときは「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」の  
いずれか遅い日から、その日を含めて「8日以内の消印のあるものが有効」となります。

**【クーリング・オフはがき記入例】**



## 6 現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。手続きの前に、お客さまのご意向に沿っているか十分にご確認ください。

- ① **多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。**
  - ・生命保険は、預貯金とは異なり、払い込みいただいた保険料の一部は保険金などの支払い、契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、現在の契約の解約・減額などをした場合に支払う返戻金の額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります（まったくないこともあります）。
  - 返戻金の額は、被保険者の年齢・性別、契約の経過年月数などによって異なりますが、特に契約後、短期間で解約・減額などをしたときの返戻金は、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ② **健康状態によっては、新たな契約に加入できないことがあります。**
  - ・告知が必要な新たな契約の申し込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」があります。そのため、告知が必要な傷病歴がある場合などは、新たな契約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな契約が解除または取り消しとなる場合があります。
- ③ **現在の契約と比べて、保険料が高くなる場合があります。**
  - ・新たな契約には、新たな契約の契約日における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されるため、現在の契約と比べて保険料が高くなる場合があります。
  - ・保険料の基礎となる予定利率は、現在の契約と新たな契約とでは異なる場合があります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
- ④ **保険金の支払いなどができない場合があります。**
  - ・新たな契約の保障（責任）開始時に生じた病気やケガを原因として、新たな契約の保障（責任）開始時以後に保険金などの支払事由が生じたときや、免責事由※①に該当したときなど、現在の契約の解約・減額などを行わなければ保険金の支払いなどができる場合でも、解約した契約や減額した部分などの保険金の支払いなどができない場合があります。
- ⑤ **現在の契約を解約・減額などした場合、それ以降は解約・減額した部分などの保障はなくなり、一度解約した契約や減額した部分などを復元することはできません。**

## 7 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力をお願いします。

※①しおり26P参照…「免責事由などに該当する場合」

## 8 申し込み手続きの際の注意点

### 1 申込書は本人が記入してください。

- 申込書は重要な書類です。ご契約者本人が記入してください。

### 2 保険金受取人、指定代理請求人※①を指定してください。

- 万が一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、保険金受取人および指定代理請求人を指定してください。また、ご契約者から保険金受取人および指定代理請求人の方へ、事前に契約内容について説明してください。

### 3 保険料領収証を勤務先に交付しています。

- 勤務先を経由して保険料を払い込んだときには、「当社所定の領収証」※②(当社の社名が印刷されたもの)を勤務先に交付しています。

### 4 保険証券を確認してください。

- 「保険証券」※③が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。



- 当社の保険契約の保険料払い込みや保険金支払いの取り扱いにおいて、預貯金通帳をお預かりすることはありません。
- 次の場合は、**かんぽコールセンター ☎0120-552-950**にご連絡ください。
  - ①郵便局または当社の支店の社員に、お客さまの「保険料」などを預ける際、万が一、「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモを渡されたとき
  - ②「保険証券」が、申込内容と異なるときや不明な点があるとき

※①しおり18P参照…「指定代理請求制度」

※②しおり28P参照…「保険料の払込方法」

※③しおり8P参照…「契約の保障(責任)の開始」